

ご存じですか

高齢者福祉サービス

問い合わせ先／市役所長寿課長寿支援係 TEL.76-8143

全ての高齢者が健康で生きがいを持って安心して過ごせるよう、市では高齢者福祉サービスを行っています。

種類	内容	対象者
給食サービス	週5回を限度(回数是对象者の状況による)として、昼食を自宅へ配達	おおむね65歳以上の調理が困難な一人暮らし、または高齢者のみの世帯のかた
あんしん電話の設置	緊急事態発生時に消防署に連絡できる電話機を設置	65歳以上の一人暮らしのかた
はいかい高齢者家族支援	位置検索用端末機の購入費を助成	はいかい癖のある高齢者を介護しているかた
紙おむつの給付	月30枚(尿とりパットは月60枚)まで給付	在宅で要介護3以上のかた(医療機関に入院中または介護施設に入所中のかたを除く)
高齢者タクシー基本料金助成	日常生活における移動手段として、タクシーを利用する場合の基本料金相当額(500円以内)を助成	▼市内在住の4月1日時点で80歳以上のかた／利用券24枚(4月交付) ▼市内在住の4月2日～10月1日までに80歳になるかた／利用券12枚(10月交付) ▼上記対象者のうち、要支援1以上で市民税非課税世帯のかた／利用券24枚(10月交付のかたは6枚)を限度として追加
移送サービス利用助成	リフトタクシーなどを利用する際、1回当たり4,000円以内で、年12回を限度に助成	要介護4・5のかた、または身体障害者手帳1・2級(上肢機能障害を除く肢体不自由)を所持しているかた(高齢者・障がい者タクシー料金助成を受けている、または介護施設に入所中のかたを除く)
日常生活用具の給付など	介護保険の給付対象外となる生活支援用具(IH調理器、火災警報器、自動消火器)の給付や電話機の貸与	おおむね65歳以上で防火などに配慮が必要な一人暮らしのかた



- ▼サービスの詳細は、ホームページ(「尾張旭市 生活支援」で検索)をご覧ください
- ▼利用料などが必要な場合あり
- ▼介護保険の対象者は、介護保険のサービスが優先
- ▼介護保険サービスの詳細は広報おわりあさひ9月1日号をご覧ください

